

人事行政の運営等の状況について

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

令和4年度の新規採用者は13人で、職種別の内訳は下記のとおりです。

(単位：人)

一般事務上級	保健師上級	管理栄養士上級	保育士中級	土木初級	障がい者(技能労務職)
7	1	1	2	1	1

(2) 職員の退職の状況

職員の定年等に関する条例により定年年齢は60歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職することとしています。令和4年度における退職者数は、定年による退職と定年前の自己都合等による退職を合わせて10人です。定年退職と定年前退職の内訳は下記のとおりです。(単位：人)

定年退職	定年前退職
3	7

(3) 職員の再任用の状況

令和4年度における再任用者は5人で、新規再任用者と任期更新者の内訳は下記のとおりです。(単位：人)

新規再任用者	任期更新者
2	3

(4) 職員数の状況

令和4年及び令和5年の各年の4月1日現在の部門別職員数の状況と令和5年度の職員数の主な増減理由、年齢別職員構成の状況は下記のとおりです。

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

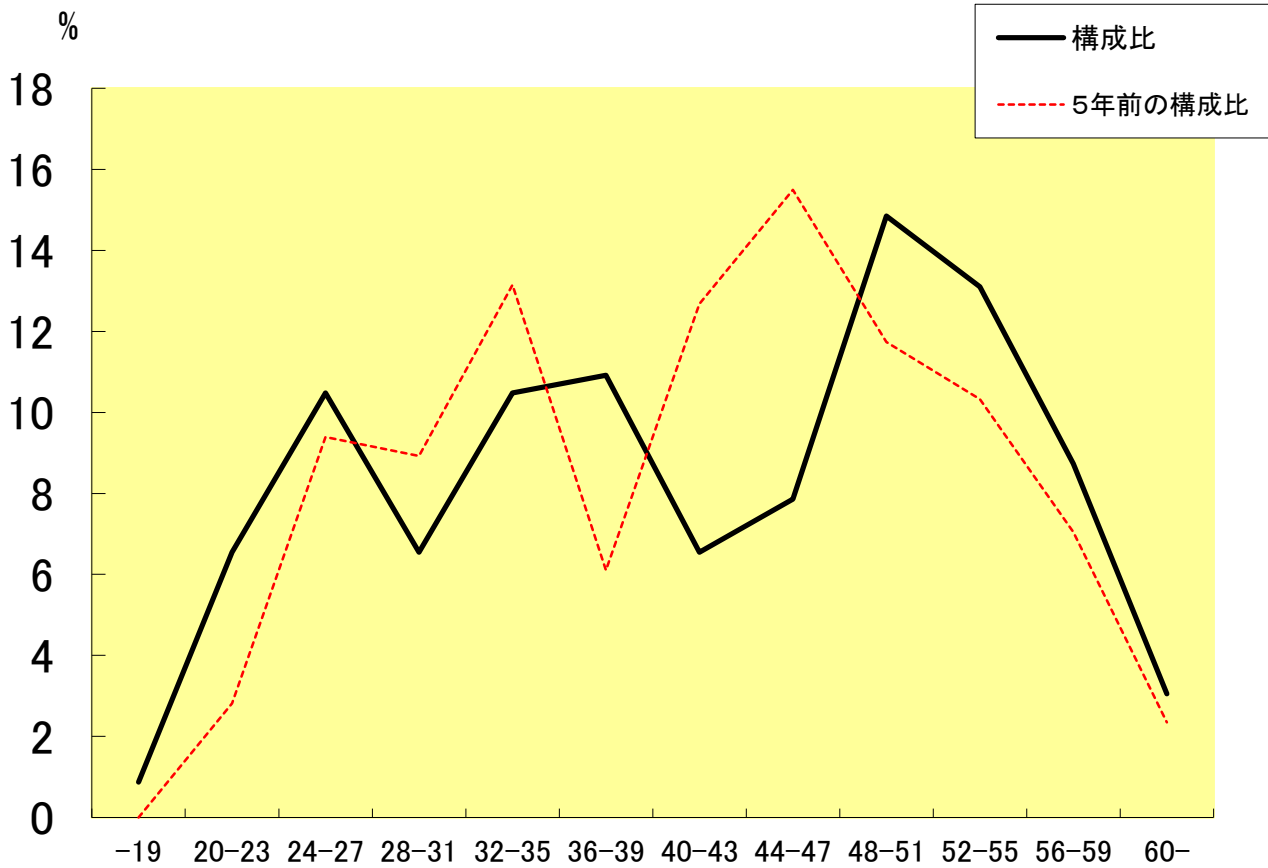
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和4年	令和5年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会部門	2	2		
		総務部門	46	46		
		税務部門	15	14	△ 1	住民税等課税担当職員の減
		民生部門	68	72	4	保育士・地域福祉担当職員の増
		衛生部門	14	15	1	ごみ・生活衛生担当職員の増
		農林水産部門	11	11		
		商工部門	3	3		
		土木部門	12	14	2	土木技師・住宅担当職員の増
	計	171	177	6		
		教育部門	28	27	△ 1	幼稚園教諭の減
	小 計	199	204	5		
公 営 企 業 等	水道部門	5	6	1	水道業務担当職員の増	
	下水道部門	4	4			
	その他	14	15	1	地域包括支援センター職員の増	
	小 計	23	25	2		
合 計		222	229	7		
		[247]	[247]	[0]		

(注) 1 職員数は教育長を除く一般職に属する職員数で、休職者や派遣職員を含み、臨時及び非常勤職員は除いています。

2 []内は、条例定数の合計です。

イ 年齢別職員構成の状況（5年4月1日現在）



ウ 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	30年	31年	2年	3年	4年	5年	過去5年間の増減数：率	
一般行政		160	157	163	171	171	177	17	10.63
教育		25	26	27	28	28	27	2	8.00
普通会計		185	183	190	199	199	204	19	10.27
公営企業等会計		28	29	28	24	23	25	△ 3	△ 10.71
総合計		213	212	218	223	222	229	16	7.51

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 職員の給与の状況

令和4年度における普通会計の決算による人件費の状況は、以下のとおりです。

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

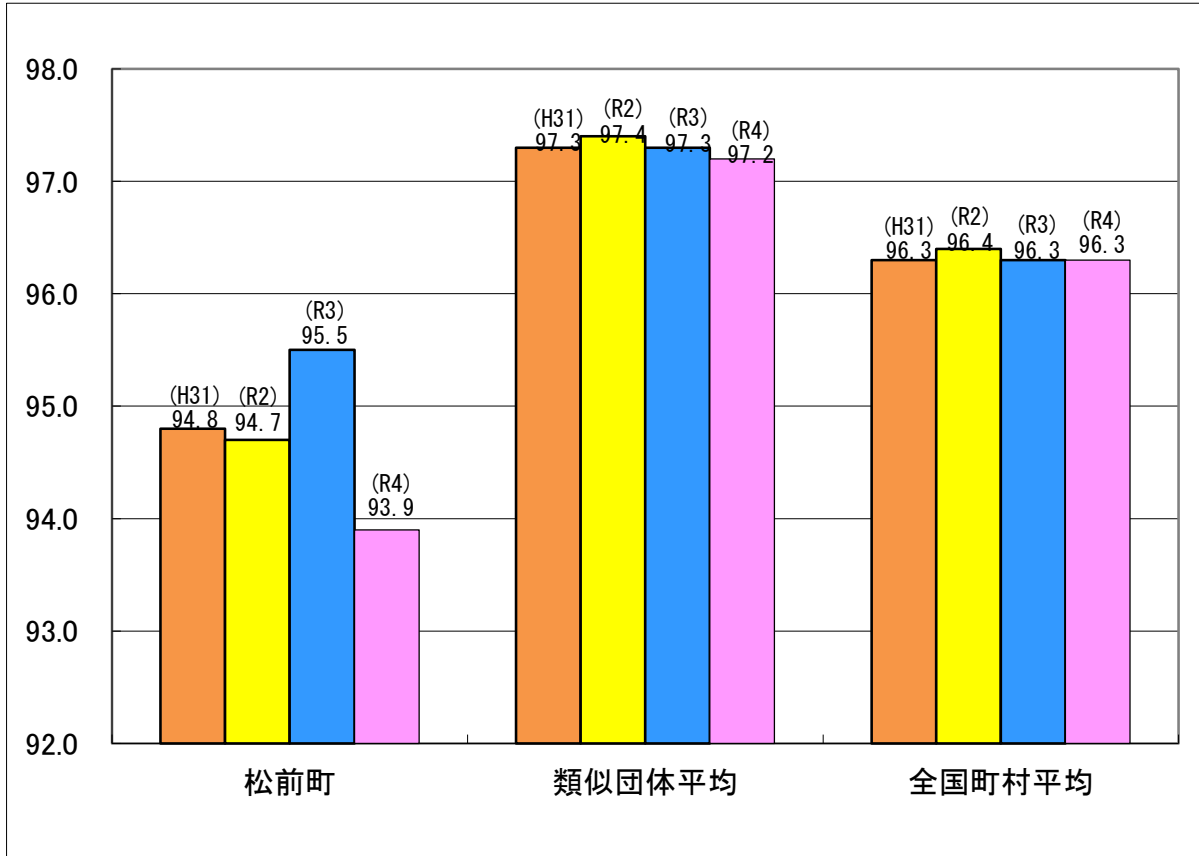
区分	住民基本台帳人口 (R4.12.31)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
4年度	30,364	11,732,777	628,557	1,989,751	17.0	15.3

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与			費 計 B	一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
4年度	人 200	千円 705,887	千円 149,236	千円 271,076	千円 1,126,199	千円 5,631

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、4年4月1日現在の人数です。

ウ ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

エ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

実施 未実施

実施内容（平均引下げ率【2.17%】、実施時期【平成27年4月1日】、経過措置の有無等具体的な内容【経過措置有、国に準拠】）

②その他の見直し内容

- ・管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施（平成27年4月1日）
- ・単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施（平成28年4月1日）
- ・扶養手当について、国と同様に見直しを実施（平成29年4月1日）

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（5年4月1日現在）

(ア) 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
松前町	43.5 歳	312,525 円	404,475 円

(イ) 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
松前町	48.8 歳	271,858 円	283,150 円

(ウ) 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
松前町	48.1 歳	339,770 円	368,400 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

イ 職員の初任給の状況（5年4月1日現在）

区 分		松前町
一般行政職	大 学 卒	186,144 円
	高 校 卒	155,388 円
技能労務職	高 校 卒	140,714 円
	中 学 卒	136,894 円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（5年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	253,976 円	329,572 円	358,016 円
	高 校 卒	— 円	227,303 円	261,124 円
技能労務職	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

(3) 等級及び職制上の段階ごとの職員数

行政職給料表

区分	標準的な職務内容	職員数合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	(段階)
1級	定型的な業務	49人	22.5%	主事	26人	71人	32.6%	主事級
				技師	3人			
				保健師	3人			
				栄養士	1人			
				保育士	15人			
				課付	1人			
2級	相当の知識を必要とする業務	22人	10.1%	主事	15人	71人	32.6%	主事級
				技師	2人			
				保健師	0人			
				栄養士	0人			
				保育士	4人			
				課付	1人			
3級	極めて高度な知識を必要とする業務	54人	24.8%	主任	28人	54人	24.8%	主任級
				主任技師	1人			
				主任保健師	6人			
				主任栄養士	0人			
				主任保育士	14人			
				主任教諭	4人			
				課付	1人			
4級	係の業務の管理処理	40人	18.3%	係長	34人	40人	18.3%	係長級
				担当係長	2人			
				主幹保育士	2人			
				幼稚園長	2人			
5級	課の事務の統括補佐	31人	14.2%	課長補佐	26人	31人	14.2%	課長補佐級
				局長補佐	1人			
				保育所長	4人			
6級	課の事務の統括	17人	7.8%	課長	14人	17人	7.8%	課長級
				事務局長	1人			
				技監	1人			
				部付	1人			
7級	部の事務の統括	5人	2.3%	部長	3人	5人	2.3%	部長級
				局長	2人			

技能労務職給料表

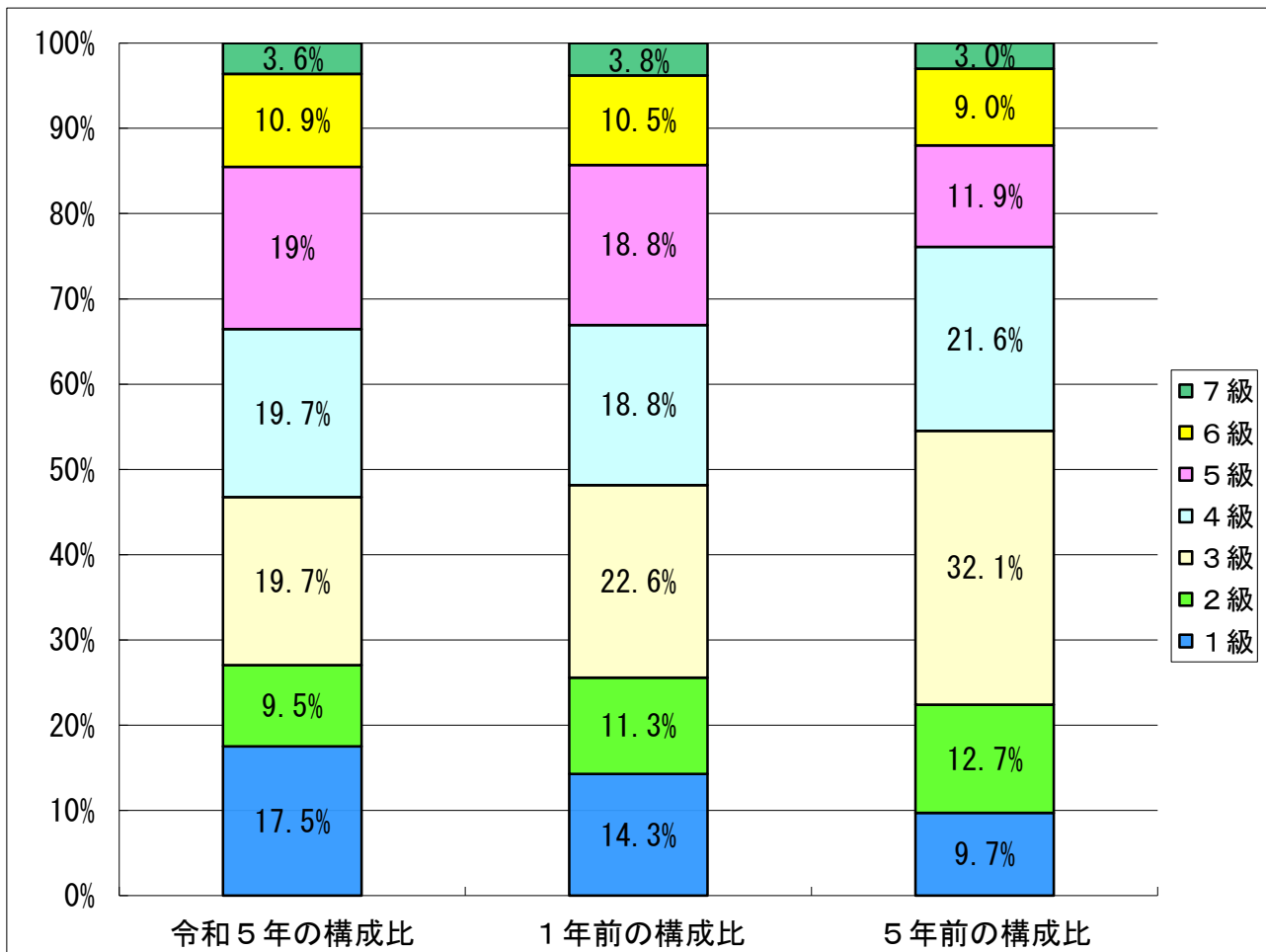
区分	標準的な職務内容	職員数合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	(段階)
1級	技能労務職員の職務	1人	25.0%	園務員	1人	1人	25.0%	技能労務職
2級	相当の技能を必要とする技能労務職員の職務	-	-	-	-	-	-	
3級	2級の職務の者で任命権者が認める技能労務職員の職務	3人	75.0%	調理員	3人	3人	75.0%	

(4) 一般行政職の級別職員数等の状況

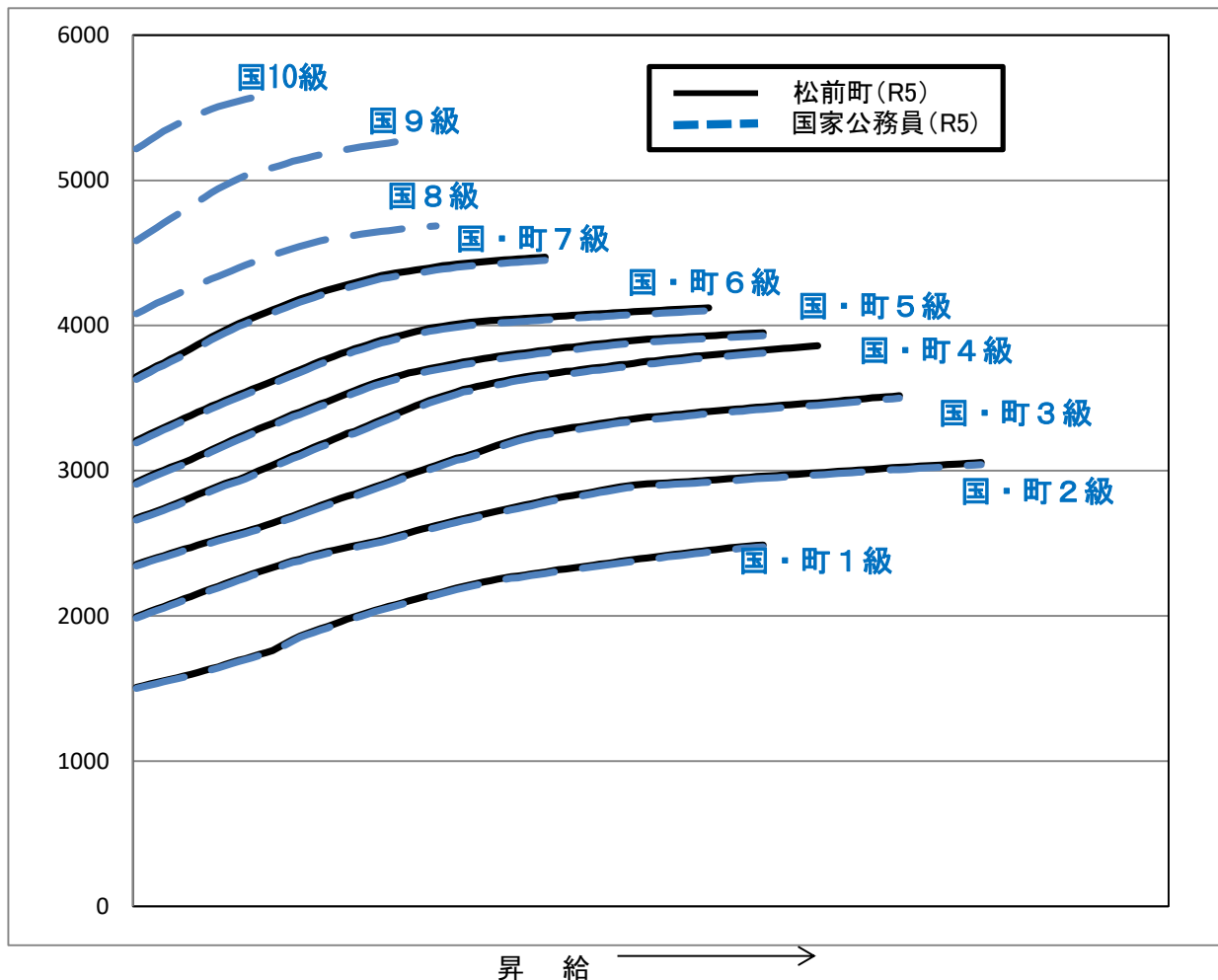
ア 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (5年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1級	主事	24人	17.5%	150,865円	248,862円
2級	主事	13人	9.5%	199,512円	305,751円
3級	主任	27人	19.7%	235,595円	351,785円
4級	係長	27人	19.7%	267,356円	386,159円
5級	課長補佐	26人	19%	292,182円	395,004円
6級	課長	15人	10.9%	320,827円	412,292円
7級	部長	5人	3.6%	364,750円	447,168円

- (注) 1 松前町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です(再任用職員は除く。)
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 構成比は小数第2位で四捨五入しているため、各区分の合計は100.0%にならない場合もあります。



イ 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（R5年4月1日現在）



ウ 昇給への人事評価の活用状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日までの運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
人事評価を活用している	○	○	○	○
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				

(5) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

松前町		国	
1人当たり平均支給額（4年度） 1,473 千円		—	
(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分		(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への人事評価の活用状況

令和4年度中における運用		管理職員		一般職員	
人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					

イ 退職手当（5年4月1日現在）

松前町			国		
（支給率）	自己都合	勲奨・定年	（支給率）	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
1人当たり平均支給額	1,720千円	21,098千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（5年4月1日現在）

地域手当は、民間賃金の地域間格差を適切に反映するため、東京都特別区に勤務している職員に支給しているものです。

支給実績（4年度決算）			568 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）			568 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20%	1	20%

エ 特殊勤務手当（5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		70 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		11,583 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）		2.7 %		
手当の種類（手当数）		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（4年度決算）	左記職員に対する支給単価
動物死体処理手当	動物の死体の処理作業に従事した職員	動物死体の処理	55 千円	日額 500円
野犬取扱手当	野犬の捕獲等に従事した職員	野犬の捕獲	15 千円	日額 500円
行旅病死処理手当	行旅病死の処理作業に従事した職員	行旅病人の救急、行旅病死の処理作業	0 千円	(死体処理) 日額 3,000円 (傷病者の救急等) 日額 1,000円
伝染病防疫手当	伝染病防疫作業に従事した職員	伝染病患者等の救護、伝染病菌付着物処理等	0 千円	日額 700円

オ 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	75,768 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	489 千円
支給実績（3年度決算）	58,201 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	375 千円

カ その他の手当（5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 子 10,000円 子以外 6,500円 満16歳年度始めから満22歳年度末までの子1人につき 5,000円加算 	同		18,184 千円	254 千円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家（月額12,000円を超える家賃を支払っている者）27,000円を限度 	異	借家（月額16,000円を超える家賃を支払っている者）28,000円を限度	12,545 千円	308 千円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関利用者（運賃等相当額）55,000円を限度 自動車等の利用者（通勤距離2km以上の者の通勤区分に応じ）2,000円～31,600円を限度 	同		4,926 千円	38 千円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給（給与月額に100分の25を超えない範囲で職責に応じた一定率を乗じた額）	同		25,788 千円	522 千円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が週休日等に勤務した場合に支給（職責に応じて6,000円～12,000円/1回の定額。6時間を越える場合は加算あり。）	同		304 千円	108 千円

(6) 特別職の報酬等の状況（5年4月1日現在）

区 分	給 料	月 額	等	
報 酬	町 長	864,000 円		
	副 町 長	686,000 円		
	議 長	380,000 円		
期 末 手 当	副 議 長	310,000 円		
	議 員	290,000 円		
	町 長	(4年度支給割合)		
	副 町 長	3.30 月分		
退 職 手 当	議 長	(4年度支給割合)		
	副 議 長	3.30 月分		
	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	給料月額×在職月数×0.46	19,077,120円	任期満了後
		給料月額×在職月数×0.27	8,890,560円	任期満了後

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

(7) 公営企業職員の状況

ア 水道事業

(ア) 職員給与費の状況

a 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
4年度	千円 415,900	千円 △ 10,983	千円 29,561	% 7.11	% 5.14

(注) 1 資本勘定支弁職員に係る給与費は含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
4年度	人 5	千円 16,435	千円 3,600	千円 6,915	千円 26,950	千円 5,390

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、5年3月31日現在の人数である。

(イ) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(5年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
松 前 町	33.5 歳	272,287 円	460,867 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

※一般行政職と同様のため省略

b 退職手当(5年4月1日現在)

※一般行政職と同様のため省略

c 時間外勤務手当

支給実績(4年度決算)	2,038 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	679 千円
支給実績(3年度決算)	1,888 千円
職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	944 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(エ) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	・子 10,000円 ・子以外 6,500円 ・満16歳年度始めから満22歳年度末までの子1人につき 5,000円加算	同		678 千円	339 千円
住居手当	・借家(月額12,000円を超える家賃を支払っている者) 27,000円を限度	異	借家(月額16,000円を超える家賃を支払っている者) 28,000円を限度	132 千円	132 千円
通勤手当	・交通機関利用者(運賃等相当額) 55,000円を限度 ・自動車等の利用者(通勤距離2km以上の者の通勤区分に応じ) 2,000円~31,600円を限度	同		122 千円	31 千円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給(給与月額に100分の25を超えない範囲で職責に応じた一定率を乗じた額)	同		629 千円	315 千円

イ 下水道事業

(ア) 職員給与費の状況

a 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
4年度	423,812	93,281	28,863	6.81	6.26

(注) 1 資本勘定支弁職員に係る給与費は含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/ A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
4年度	4	18,268	1,675	6,570	26,513	6,628

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、5年3月31日現在の人数です。

(イ) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (5年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
松 前 町	42.5 歳	323,796 円	523,167 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

※一般行政職と同様のため省略

b 退職手当 (5年4月1日現在)

※一般行政職と同様のため省略

c 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	511 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	170 千円
支給実績（3年度決算）	171 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	57 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(エ) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 子 10,000円 子以外 6,500円 満16歳年度始めから満22歳年度末までの子1人につき 5,000円加算 	同		420 千円	210 千円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家（月額12,000円を超える家賃を支払っている者） 27,000円を限度 	異	借家（月額16,000円を超える家賃を支払っている者） 28,000円を限度	0 千円	0 千円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関利用者（運賃等相当額） 55,000円を限度 自動車等の利用者（通勤距離2km以上の者の通勤区分に応じ） 2,000円～31,600円を限度 	同		98 千円	33 千円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給（給与月額に100分の25を超えない範囲で職責に応じた一定率を乗じた額）	同		645 千円	323 千円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（5年4月1日現在）

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	12時～13時	土・日曜日

※ 公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要のある職員を除きます。

(2) 休暇

種類		休暇の概要、取得要件等	取得可能日数等
有給休暇	年次有給休暇	法定休暇	1年につき20日(前年からの繰越の上限が20日のため、最高40日)
	病欠休暇	負傷又は疾病のために療養する必要がある場合	<ul style="list-style-type: none"> 公務災害通勤災害の場合は、必要と認められる期間 結核性疾患については1年、その他の負傷又は疾病については90日を超えない範囲で必要と認められる期間
	特別休暇	結婚、出産、交通機関の自己その他の特別な事情により職員が勤務しないことが相当である場合	(主な休暇) <ul style="list-style-type: none"> 産前休暇 8週間以内に出産する予定の女性職員が申し出た場合に出産の日まで 産後休暇 出産の日の翌日から8週間 忌引休暇 配偶者の場合 7日 など 結婚休暇 連続する5日の範囲内 夏季休暇 一の年の7月から9月の期間の連続する3日の範囲内
無給休暇	介護休暇	負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内において必要と認められる期間
	介護時間		介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内において必要と認められる時間

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

(単位：人)

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合 職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第1号 第28条第1項第3号	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号 第28条第2項第1号	0	0	7	0	7
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0	0	0	0
刑事事件に関し、起訴された場合	第28条第2項第2号	0	0	0	0	0
失職した場合	第28条第4項	0	0	0	0	0
合計		0	0	7	0	7

(注) 1 地方公務員法に基づく分限処分に付された者の状況を示しています。

2 2以上の理由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由により計上しています。

(2) 懲戒処分

(単位：人)

処分事由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非 行のあった場合	第29条第1項第3号	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0

(注) 1 地方公務員法に基づく懲戒処分に付された者の状況を示しています。

2 2以上の理由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由により計上しています。

5 職員の休業及びサービスの状況

(1) 年次有給休暇

令和4年中1人当たり取得日数 8.3日

(令和4年1月1日～令和4年12月31日)

消化率 21.20%

(2) 育児休業などの取得状況

(単位：人)

区分	男性	女性	合計
育児休業取得者数	1	10	11
うち新規取得者数	1	3	4
育児短時間勤務者数	0	1	1
うち新規取得者数	0	0	0
部分休業取得者数	0	0	0
うち新規取得者数	0	0	0
育児のための早出遅出勤務取得者数	0	0	0
うち新規取得者数	0	0	0
深夜勤務及び時間外勤務の制限及び 免除請求者数	0	0	0
うち新規取得者数	0	0	0

6 職員の研修及び人事評価の状況

(1) 研修の状況（令和4年度）

（単位：人）

区分	研修実施機関	研修名等	参加者数
階層別研修	愛媛県研修所	市町課長研修、市町係長研修、市町中堅職員研修	12
	愛媛県町村会	新規採用職員研修、初級職員研修、市町管理職員研修、法制執務研修	28
派遣研修	愛媛県研修所	地方自治法講座、住民ニーズ調査、問題発見・解決能力講座、マネジメント能力講座、政策評価実践講座、タイムマネジメント講座、コーチング講座、文章力基礎講座 ほか	36
	市町村アカデミー	地域保健と住民の健康増進、地域産業の振興、行政のデジタル化の推進、教育現場のDX、管理職のためのリーダーシップ・マネジメント講座	5
	全国市町村国際文化研修所	自治体におけるDXの推進、介護保険実務～制度と運用～、これからの子育て支援、スポーツと地域の活性化、シニアマネージャー研修、女性リーダーのためのマネジメント研修	6
	その他	障害者職業生活相談員資格認定講習	1
	愛媛県研修所 等	危機管理講座、アサーティブコミュニケーション講座、課題解決創造力・実践力向上講座、クレーム対応講座	6
課題研修	松前町役場	管理職向けダイバーシティ研修、法制執務研修、新規採用職員、会計課職員による職員研修	141

(2) 職員の人事評価の状況

地方公務員法に基づき、定期的に人事評価を行い、賞与及び昇給・昇任・昇格などに反映しています。

(ア) 昇給への反映

勤務成績	極めて良好	特に良好	良好	やや良好でない	良好でない
昇給幅	8号給 ※ 2号給	6号給 ※ 1号給	4号給 ※ 昇給なし	2号給 ※ 昇給なし	昇給なし

※は55歳以上の職員に適用する。

(イ) 賞与への反映

勤務成績	特に優秀	優秀	良好	良好でない
成績率	100分の119以上100分の200以下	100分の107.5以上100分の119未満	100分の96	100分の96未満

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康保持、疾病予防対策（令和4年度）

職員の健康保持と疾病予防のため、労働安全衛生法等に基づき、健康診断、メンタルヘルス対策等を実施しています。令和4年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

事業区分	事業の概要
健康診断	定期健康診断、ストレスチェック、がん検診、人間ドック
メンタルヘルス対策	愛媛県と市町との連携によるメンタルヘルス相談事業への参加、産業医による健康相談

(2) 福利厚生に係る負担状況（令和4年度）

互助会への公費負担の状況（普通会計決算）

公費負担額	1,555千円
職員1人当たりの公費負担額	8千円
公費負担率	50%

（注）職員の福利厚生事業を行うために加入している（一財）愛媛県市町村職員互助会への公費負担額です。

(3) 公務災害の状況（令和4年度）

公務上の災害又は通期による災害に対する補償等については、地方公務員災害補償基金愛媛県支部が実施しています。（単位：件）

	公務災害	通勤災害
認定件数	0	0

(4) 勤務条件に関する措置の要求等の状況（令和4年度）

職員は、給与、勤務時間その他の条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適切な措置が執られるべきことを供給することができるとされています。

令和4年度措置要求件数 0件

(5) 不利益処分に関する審査請求の状況（令和4年度）

職員は、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、公平委員会に対して、不服申立てをすることができるとされています。

令和4年度度申立件数 0件

(6) 苦情の処理の状況（令和4年度）

人事委員会は勤務条件に関する措置の要求及び審査請求に関する不服申立てのほか、職員の苦情を処理することとなっています。

令和4年度処理件数 0件

8 職員の退職管理の状況

令和4年度末に定年退職した松前町職員の再就職状況を公表します。

定年退職者の概要

(単位：人)

定年退職者	3	事業所等へ再就職した者	3
		無職の者	0

再就職の内容

再就職先	人数
松前町再任用職員	3
松前町会計年度任用職員	0
非営利法人職員	0
営利法人職員	0
合計	3